

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部改正

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）

3 規則等の制定日

令和4年5月13日（金曜日）

4 結果公示の日

令和4年5月13日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）等が令和4年5月13日に施行されることに伴い、当然必要とされる規定の整理であり、5の適用除外条項に定める意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

7 規則等の概要

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通企画課
TEL : 088-826-0110
- 高知県警察本部交通部運転免許センター
TEL : 088-893-1221

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第9号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「第38条第16項」を「第38条第17項」に改め、同条第2項第2号中「（道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項及び第5条第3項の規定による審査（第14条において「附則による審査」という。）を含む。）」を削り、同項第3号中「第94条第3項」を「第94条第2項」に改める。

第6条第1項中「第45条第1項の」を「第45条第1項ただし書の」に改める。

第14条の見出しを「（限定解除の審査の方法）」に改め、同条第1項中「（附則による審査を含む。）」を削り、同条第2項を削る。

第15条の2第1項中「第17条第2項第8号」を「第17条第2項第10号」に改める。

第17条第2項中「、別記様式第14号の3」を「別記様式第14号の3」に、「行うものとする」を「、同条第4項の規定に基づき医師の診断書を提出すべき旨を命ずるときは別記様式第14号の3の2の診断書提出命令書により行うものとする」に改める。

第18条の2第1項中「初心運転者講習通知書」を「初心運転者講習通知書（規則第38条の4第1項の書面をいう。次項において同じ。）」に、「はこれを」を「が当該初心運転者講習通知書を」に改め、同条第2項中「第41条の2第7号」を「第41条の2の規定による令第37条の11第7号」に、「事情をいう」を「事情とする」に改める。

第18条の3第1項中「第108条の2第1項第11号又は第2項に掲げる講習」を「第108条の2第1項第11号に掲げる講習又は同条第2項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条に規定する基準に適合するものに限る。）」に改め、同項ただし書中「運転免許証更新申請書」を「運転免許証更新申請書（法第101条第1項の更新申請書をいう。）」に改める。

第18条の3の2中「第108条の2第1項第12号若しくは第2項に掲げる講習又は法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項に掲げる認知機能検査」を「第

108条の2第1項第12号に掲げる講習若しくは同条第2項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として運転免許に係る講習等に関する規則第1条に規定する基準に適合するものに限る。）若しくは法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等若しくは法第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項の規定による認知機能検査等又は法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査等若しくは法第101条の4第3項の規定による運転技能検査等」に改める。

第18条の3の3第1項中「違反者講習通知書」を「違反者講習通知書（規則第38条の4の2第1項の書面をいう。第3項において同じ。）」に改め、同条第2項中「運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第3条」を「運転免許に係る講習等に関する規則第6条」に改め、同条第3項中「第37条の8第3項第6号」を「第37条の8第3項の規定による令第37条の6の5第6号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（若年運転者講習）

第18条の3の4 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（第3項において「若年運転者講習」という。）を受けようとする者は、公安委員会から若年運転者講習通知書（規則第38条の4の2の2第1項の書面をいう。次項において同じ。）を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該若年運転者講習通知書を受理するものとする。

2 令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、若年運転者講習通知書の移送の手續が遅れたため、現住所において講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。

3 指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の9の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

第19条第3項第2号中「別記様式第20号の2」を「別記様式第20号」に改め、同条第4項中「別記様式第20号の3」を「別記様式第21号」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第22条第2項中「別記様式第20号の3」を「別記様式第21号」に、「別記様式第20号の2」を「別記様式第20号」に改める。

第23条中「に掲げる講習」を「に掲げる講習（次項において「安全運転管理者等講習」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公安委員会は、安全運転管理者等講習を終了した者に対しては、別記様式第25号の2の安全運転管理者等講習受講証明書を交付するものとする。

第23条の2第1項中「第108条の2第1項第14号」を「第108条

の 2 第 1 項第 15 号」に改める。

第 24 条中「地域」を「区域」に改める。

別記様式第 14 号中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改める。

別記様式第 14 号の 3 中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「この通知」を「この通知による命令」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第14号の3の2（第17条関係）

第 号
年 月 日

診断書提出命令書

住所

様

高知県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定に基づき、次のとおり道路交通法施行規則
第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この通知による命令を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しな
い場合は、運転免許の拒保取消し効力の停止の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

別記様式第14号の4及び別記様式第14号の5中「この通知」を「この通知による命令」に改める。

別記様式第14号の7及び別記様式第15号の5中「道路交通法」を「に道路交通法」に改める。

別記様式第15号の7中

「

高 齢 者 講 習		認 知 機 能 検 査	
チャレンジ講習	簡 易 講 習	特 定 任 意	

」

を

「

高 齢 者 講 習	認 知 機 能 検 査 等
運 転 技 能 検 査 等	特 定 任 意

」

に改める。

別記様式第15号の8中「の規定による」を「に掲げる」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第15号の9 (第18条の3の4関係)

第 号

若年運転者講習終了証明書

住所

氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者

印

別記様式第20号を削り、別記様式第20号の2を別記様式第20号とする。

別記様式第21号を削り、別記様式第20号の3を別記様式第21号とする。

別記様式第21号の2を削る。

別記様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第25号の2（第23条関係）

第 号

安全運転管理者等講習受講証明書

様

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（ 年度
安全運転管理者等法定講習）の全課程について受講したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

別記様式第26号中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知県公安委員会公印規則の一部改正)
- 2 高知県公安委員会公印規則(昭和33年高知県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表高知県公安委員会印の項中「並びに安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の記載事項の訂正用」を削る。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

第1条 略

（1） 略

（2） 優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第17項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1） 略

（2） 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請

（3） 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請

（4）～（7） 略

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

（1）～（4） 略

2～7 略

（限定解除の審査の方法）

第14条 規則第18条の5の規定による限定解除の審査は、現に付されている免許の条件等に応じ、規則第22条から第26条までの規定に準じて行うものとする。

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

第1条 略

（1） 略

（2） 優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第16項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1） 略

（2） 規則第18条の5の規定による限定解除の審査（道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項及び第5条第3項の規定による審査（第14条において「附則による審査」という。）を含む。）の申請

（3） 法第94条第3項の規定による免許証の再交付の申請

（4）～（7） 略

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

（1）～（4） 略

2～7 略

（免許の条件の解除等）

第14条 規則第18条の5の規定による限定解除の審査（附則による審査を含む。）は、現に付されている免許の条件等に応じ、規則第22条から第26条までの規定に準じて行うものとする。

2 附則による審査の申請の手続は、規則第18条の4の規定を準用するものとする。

(申請用写真の添付の省略)

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真(規則第17条第2項第10号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

(1)・(2) 略

2～4 略

(臨時適性検査の通知等)

第17条 略

2 法第102条第1項から第3項までの規定により医師の診断書を提出すべき旨を命ずるときは別記様式第14号の3の診断書提出命令書により、同条第4項の規定に基づき医師の診断書を提出すべき旨を命ずるときは別記様式第14号の3の2の診断書提出命令書により行うものとする。

3 略

(初心運転者講習)

第18条の2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(第3項において「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から初心運転者講習通知書(規則第38条の4第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該初心運転者講習通知書を受理するものとする。

2 令第41条の2の規定による令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、初心運転者講習通知書の移送の遅れたため、現住所において講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。

3 略

(更新時講習等)

第18条の3 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習又は同条第2項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第2条に規定する基準に適合するものに限る。)(以下これらを次項において「更新時講習等」という。)を受けようとする者は、別記様式第15号の6の更新時講習等受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。ただし、受講の申出が運転免許証更新申請書(法第101条第1項の更新申請書をいう。)の提出と同時にであるとき等その者を特定することができる場合は、口頭によることができる。

(申請用写真の添付の省略)

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真(規則第17条第2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

(1)・(2) 略

2～4 略

(臨時適性検査の通知等)

第17条 略

2 法第102条第1項から第3項までの規定により医師の診断書を提出すべき旨を命ずるときは、別記様式第14号の3の診断書提出命令書により行うものとする。

3 略

(初心運転者講習)

第18条の2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(第3項において「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から初心運転者講習通知書を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関はこれを受理するものとする。

2 令第41条の2第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、初心運転者講習通知書の移送の遅れたため、現住所において講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情をいう。

3 略

(更新時講習等)

第18条の3 法第108条の2第1項第11号又は第2項に掲げる講習(以下これらを次項において「更新時講習等」という。)を受けようとする者は、別記様式第15号の6の更新時講習等受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。ただし、受講の申出が運転免許証更新申請書の提出と同時にであるとき等その者を特定することができる場合は、口頭によることができる。

2 略

(高齢者講習等)

第18条の3の2 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習若しくは同条第2項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として運転免許に係る講習等に関する規則第1条に規定する基準に適合するものに限る。)若しくは法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等若しくは法第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項の規定による認知機能検査等又は法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査等若しくは法第101条の4第3項の規定による運転技能検査等を受けようとする者は、別記様式第15号の7の高齢者講習等受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

(違反者講習)

第18条の3の3 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習(以下この条において「違反者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から違反者講習通知書(規則第38条の4の2第1項の書面をいう。第3項において同じ。)を受理した後、別記様式第15号の8の違反者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出をした者に対し違反者講習を受けさせるときは、運転免許に係る講習等に関する規則第6条に規定する運転者の資質の向上に資する活動(以下この項において「社会参加活動」という。)を含む講習又は社会参加活動を含まない講習のどちらかを選択させ、当該違反者講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
- 3 令第37条の8第3項の規定による令第37条の6の5第6号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、違反者講習通知書の移送の手續が遅れたため、現住所において違反者講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。

(若年運転者講習)

第18条の3の4 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(第3項において「若年運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から若年運転者講習通知書(規則第38条の4の2の2第1項の書面をいう。次項において同じ。)を受理した後、公安委員会が指定した指定講習機関に申出を行い、当該申出を受けた指定講習機関が当該若年運転者講習通知書を受理するものとする。

- 2 令第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、若年運転者講習通知書の移送の手續が遅れたため、現住所において講習を受けることが

2 略

(高齢者講習等)

第18条の3の2 法第108条の2第1項第12号若しくは第2項に掲げる講習又は法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項若しくは第101条の7第3項に掲げる認知機能検査を受けようとする者は、別記様式第15号の7の高齢者講習等受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

(違反者講習)

第18条の3の3 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習(以下この条において「違反者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から違反者講習通知書を受理した後、別記様式第15号の8の違反者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出をした者に対し違反者講習を受けさせるときは、運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第3条に規定する運転者の資質の向上に資する活動(以下この項において「社会参加活動」という。)を含む講習又は社会参加活動を含まない講習のどちらかを選択させ、当該違反者講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
- 3 令第37条の8第3項第6号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、違反者講習通知書の移送の手續が遅れたため、現住所において違反者講習を受けることができる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。

できる期間が短くなった場合等本人の責めに帰することができないと認められる事情とする。

3 指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対しては、別記様式第15号の9の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(選任の届出等)

第19条 1・2 略

3 略

(1) 略

(2) 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない安全運転管理者にあっては、別記様式第20号の資格認定書の写し。

(3)・(4) 略

4 第1項の届出に係る安全運転管理者が、規則第9条の9第1項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習(以下「教習」という。)を修了した者である場合は、別記様式第21号の教習修了証明書の写しをその選任の届出書に添付しなければならない。

5 略

第20条 削除

(運転の管理に関する教習等)

第22条 略

2 公安委員会は、教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、それぞれ別記様式第21号の教習修了証明書又は別記様式第20号の資格認定書を交付するものとする。

(安全運転管理者等講習の受講申出)

第23条 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習(次項において「安全運転管理者等講習」という。)を受けさせようとする者は、別記様式第25号の安全運転管理者等講習受講申出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、安全運転管理者等講習を終了した者に対しては、別記様式第25号の2の安全運転管理者等講習受講証明書を交付するものとする。

(選任の届出等)

第19条 1・2 略

3 略

(1) 略

(2) 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない安全運転管理者にあっては、別記様式第20号の2の資格認定書の写し。

(3)・(4) 略

4 第1項の届出に係る安全運転管理者が、規則第9条の9第1項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習(以下「教習」という。)を修了した者である場合は、別記様式第20号の3の教習修了証明書の写しをその選任の届出書に添付しなければならない。

5 略

(安全運転管理者証等の交付)

第20条 公安委員会は、前条第1項の規定による選任の届出があった場合において、その者が規則第9条の9第1項に規定する要件を備えているときは、別記様式第21号の安全運転管理者証を交付するものとする。

2 公安委員会は、前条第2項の選任の届出があった場合において、その者が規則第9条の9第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第21号の2の副安全運転管理者証を交付するものとする。

(運転の管理に関する教習等)

第22条 略

2 公安委員会は、教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、それぞれ別記様式第20号の3の教習修了証明書又は別記様式第20号の2の資格認定書を交付するものとする。

(安全運転管理者等講習の受講申出)

第23条 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けさせようとする者は、別記様式第25号の安全運転管理者等講習受講申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(自転車運転者講習の受講申出等)

第23条の2 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習(次項において「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から自転車運転者講習受講命令書(規則第38条の4の4の命令書をいう。)の交付を受けた後に、別記様式第26号の自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 略

(区域)

第24条 法第108条の30第1項の区域は、警察署の管轄区域とする。

(自転車運転者講習の受講申出等)

第23条の2 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習(次項において「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、公安委員会から自転車運転者講習受講命令書(規則第38条の4の4の命令書をいう。)の交付を受けた後に、別記様式第26号の自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。

2 略

(区域)

第24条 法第108条の30第1項の地域は、警察署の管轄区域とする。

別記

様式第14号（第17条関係）

		第	号
		年	日
		月	
臨時適性検査通知書			
住所			
	様		
		高知県公安委員会	印
略			
適性検査を行う理由となった 認知機能検査等の結果			
略			

様式第14号の3（第17条関係）

		第	号
		年	日
		月	
診断書提出命令書			
住所			
	様		
		高知県公安委員会	印
認知機能検査等の結果、記憶力・判断力が低くなっているとの判定を受け、認知症のお			

別記

様式第14号（第17条関係）

		第	号
		年	日
		月	
臨時適性検査通知書			
住所			
	様		
		高知県公安委員会	印
略			
適性検査を行う理由となった 認知機能検査の結果			
略			

様式第14号の3（第17条関係）

		第	号
		年	日
		月	
診断書提出命令書			
住所			
	様		
		高知県公安委員会	印
認知機能検査の結果、記憶力・判断力が低くなっているとの判定を受け、認知症のお			

第1項
第2項
第3項

それ（疑い）があることから、道路交通法第102条第3項の規定により、次のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症に関し専門的な知識を有する医師又は主治の医師が作成したものであって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）の提出を命じます。

なお、この通知による命令を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許

拒否
保留
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由となつた認知機能検査等の結果	
略	

様式第14号の3の2 別紙1のとおり
様式第14号の4（第17条関係）

第 年 月 日	号
適性検査受検命令書	
住所	

第1項
第2項
第3項

それ（疑い）があることから、道路交通法第102条第3項の規定により、次のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症に関し専門的な知識を有する医師又は主治の医師が作成したものであって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）の提出を命じます。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許

拒否
保留
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由となつた認知機能検査の結果	
略	

様式第14号の4（第17条関係）

第 年 月 日	号
適性検査受検命令書	
住所	

様

高知県公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法 の規定により、次のとおり適性検査の受験を命じます。
第103条第6項

なお、この通知による命令を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒否
保留
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

略

様

高知県公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法 の規定により、次のとおり適性検査の受験を命じます。
第103条第6項

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒否
保留
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

略

様式第14号の5（第17条関係）

第 号
年 月 日

診断書提出命令書

住所

様

高知県公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法 の規定により、次のとおり道路交通法施行細則
第103条第6項 第18条
第29条

の4第2項
の5第2項
に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

様式第14号の5（第17条関係）

第 号
年 月 日

診断書提出命令書

住所

様

高知県公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法 の規定により、次のとおり道路交通法施行細則
第103条第6項 第18条
第29条

の4第2項
の5第2項
に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この通知による命令を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒否
保留
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

略

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒否
保留
取消し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

略

様式第14号の7（第17条の2関係）

第 号

取消処分者講習終了証明書

略

略

住所
氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日に道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

様式第14号の7（第17条の2関係）

第 号

取消処分者講習終了証明書

略

略

住所
氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

(実施機関) 印

(実施機関) 印

備考 1・2 略

備考 1・2 略

様式第15号の5 (第18条の2関係)

様式第15号の5 (第18条の2関係)

第 号

初心運転者講習終了証明書

住所
氏名

年 月 日生

略

上記の者は、年 月 日に道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日
指定講習機関名 印
管理者

第 号

初心運転者講習終了証明書

住所
氏名

年 月 日生

略

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日
指定講習機関名 印
管理者

様式第15号の7 (第18条の3の2関係)

様式第15号の7 (第18条の3の2関係)

高齢者講習等受講申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

講習等の種別	高齢者講習	認知機能検査等
	運転技能検査等	特定任意

高齢者講習等受講申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

講習等の種別	高齢者講習	認知機能検査
	チャレンジ講習	簡易講習

略

様式第15号の8（第18条の3の3関係）

略
違反者講習受講申出書 年 月 日 高知県公安委員会 様 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生（ 歳） 道路交通法第108条の2第1項第13号の規定に <u>掲げる</u> 講習を受けたいので申し出ます。
略
注意事項 1～5 略
略

様式第15号の9 別紙2のとおり

様式第20号 略
様式第21号 略

様式第25号の2 別紙5のとおり

略

様式第15号の8（第18条の3の3関係）

略
違反者講習受講申出書 年 月 日 高知県公安委員会 様 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生（ 歳） 道路交通法第108条の2第1項第13号の <u>規定による</u> 講習を受けたいので申し出ます。
略
注意事項 1～5 略
略

様式第20号 削除
様式第20号の2 略
様式第20号の3 略

様式第21号 別紙3のとおり
様式第21号の2 別紙4のとおり

様式第26号（第23条の2関係）

略
自転車運転車講習受講申出書 高知県公安委員会 様
住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳）
私は、次のとおり自転車運転車講習の受講命令を受けましたので、 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号</u> に掲げる講習を受講します。
略

様式第26号（第23条の2関係）

略
自転車運転車講習受講申出書 高知県公安委員会 様
住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳）
私は、次のとおり自転車運転車講習の受講命令を受けましたので、 <u>道路交通法第108条の2第1項第14号</u> に掲げる講習を受講します。
略

新旧対照表

新

高知県公安委員会公印規則（抜粋）

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法（mm）	管守責任者	用途
高知県公安 委員会印	略				
	高 公 委	ゴシック	長径 10 短径 3	運転免許セ ンター長 警察署長	運転免許証及 び運転経歴証 明書の備考欄 記載用
	略				
略					

旧

高知県公安委員会公印規則（抜粋）

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法（mm）	管守責任者	用途
高知県公安 委員会印	略				
	高 公 委	ゴシック	長径 10 短径 3	運転免許セ ンター長 警察署長	運転免許証及 び運転経歴証 明書の備考欄 記載用並びに 安全運転管理 者証及び副安 全運転管理者 証の記載事項 の訂正用
	略				
略					

様式第14号の3の2 (第17条関係)

第 号
年 月 日

診断書提出命令書

住所

様

高知県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定に基づき、次のとおり道路交通法施行規則

第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この通知による命令を受け、やむを得ない理由なく診断書を提出しな

い場合は、運転免許の
拒保取効
消し止
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

様式第15号の9 (第18条の3の4関係)

第	号
若年運転者講習終了証明書	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
指定講習機関名	
管 理 者	
印	

様式第21号 (第20条関係)

(管)		
安 全 運 転 管 理 者 証		
交付第 号 年 月 日		
事業所名		
安全運 転管理者名	年 月 日生	
高知県公安委員会 (印)		
交付第 号		
講 習 状 況	受 講 の 状 況	確 認 者
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	

←————— 10cm —————→

↑
15cm
↓

様式第21号の2 (第20条関係)

⑧		
副 安 全 運 転 管 理 者 証		
交付第 号 年 月 日		
事業所名		
副安全運転 管理者名	年 月 日生	
高知県公安委員会 印		
交付第 号		
講 習 状 況	受 講 の 状 況	確 認 者
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	
	年 月 日受講	

←————— 10cm —————→

↑————— 15cm —————↓

様式第25号の2 (第23条関係)

第 号

安全運転管理者等講習受講証明書

様

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習（ 年度
安全運転管理者等法定講習）の全課程について受講したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印